Company profile

- 設　立　　平成12年5月 設立
- 代表取締役　井上 竜治
- 資本金　　2,440万円
- 売上高　　3億494万円（平成31年3月期）
- 従業員数　　33人

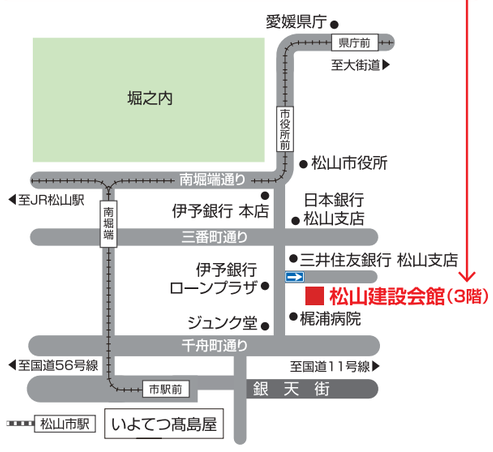
松山本社
〒790-0066 松山市宮田町186番地4 松山駅前ビル6階
TEL.089-931-3336　FAX.089-931-3362

東予支店
〒793-0030 西条市大町1412番地2
TEL.0897-52-0411　FAX.0897-53-9341

南予支店
〒795-0064 大洲市東大洲459番地3
TEL.0893-23-4400　FAX.0893-23-4410

令和元年12月2日より本社を移転いたします。

松山本社 新住所
〒790-0003 松山市三番町4丁目4番地7 松山建設会館3階
TEL.089-931-3336　FAX.089-931-3362
※電話、FAX番号は変わりありません。



経営理念

信用を重んじ 誠実を旨とし
技術の向上をはかり 社業の発展を通じて
社会への貢献と 社員の生活向上を目指し
限りなく前進する

社　訓

創意は進歩なり、常に工夫改善を図ろう。
和は力なり、共に信じて結束しよう。
礼儀は美なり、互いに感謝、尊敬しよう。
誠実は道なり、全ての仕事に真心を。
愛社精神で家庭生活の安定を図ろう。

Company Character

愛媛の住まいの安全と安心を創造していくヒーロー誕生！
その名は「ワンクリアー」



キャラクター★ポイント★

- **星の鼻**
  安全、安心の品質の証
- **チェックの尻尾**
  検査、診断を正確にチェッ～ク!
- **Eマーク**
  愛媛を支え続けるEHIMEの「Ｅ」

20周年を迎え、これからますます弊社が躍進していくために!愛媛の建築の審査・検査・診断をワンストップで皆様がクリアするようにするために産まれた「ワンクリアー」をよろしくお願いいたします。

株式会社 愛媛建築住宅センター
EHIME KENCHIKU JUTAKU CENTER



20th Anniversary

株式会社 愛媛建築住宅センター
www.ehime-center.co.jp

For the Region
For the future
From now on!

愛媛の皆様へ安全で安心な住まいを提供しておかげさまで20年！そしてこれからも、さらなる会社の発展を目指して！

阪神・淡路大震災を契機に１９９９年に建築基準法が改正され、これまで特定行政庁で行っていた建築確認が民間開放によって、愛媛県知事の指定を受け、弊社は今年創立20周年を迎えます。

さらに、建築基準法の前身となる、市街地建築物法及び都市計画法が１９１９年に制定されて、その後１９５０年、（昭和25年）に建築基準法になり、今年で１００年という節目の年でもあります。

これまで、構造計算書偽装問題（姉歯事件）など、様々な社会問題により、建築の信頼が揺らぐ中、問題解決のために建築基準法の改正が頻繁に行われ、建築確認審査・検査、住宅性能評価等、弊社は、第三者機関として、建築の信頼性と透明性を高めてきました。

これも、愛媛の建築に携わる皆様のご指導のおかげと感謝しています。

そして、時代も平成から令和へ新しくなり、これからが新たなスタートと位置づけ、愛媛のために、これまでの20年を糧に、これからの20年も少子高齢化、省エネ、既存ストック活用、電子申請など、社会のニーズに柔軟に対応し、愛媛のリーディングカンパニーとして、飛躍してまいります。

代表取締役　井上竜治





沿　革

平成12年	5月	株式会社愛媛建築住宅センターを設立
	6月	愛媛県知事の指定を受け、松山市の4号建築物を対象に確認検査業務を開始
	10月	国土交通大臣の認可を受け、住宅性能評価業務を開始
平成14年	6月	確認検査業務区域を中予地域に拡大
平成15年	6月	確認検査業務区域を県下全域に拡大
		確認検査対象建築物に共同住宅（階数5階以下、延べ面積3000㎡以下）を追加
平成17年	4月	西条市に東予支店を開設
	5月	確認検査対象建築物を全ての用途の建築物（高さ20m以下、延べ面積5000㎡以下）に拡大
平成19年	7月	建築基準法改正に伴い愛媛県知事の指定を受け、全ての用途の建築物（高さ31m以下、5,000㎡以下）を対象に構造計算適合性判定業務を開始
平成21年	4月	大洲市に南予支店を開設
平成22年	2月	国土交通大臣の登録を受け、省エネ法に基づく建築物調査業務を開始
平成23年	11月	構造計算適合性判定対象建築物を全ての建築物に拡大
平成24年	4月	確認検査対象建築物を全ての建築物に拡大
平成25年	4月	既存建築物耐震診断改修等評価業務を開始
平成26年	6月	各市町が実施する補助事業に係る木造住宅耐震診断等評価業務を開始
平成29年	4月	建築士定期講習業務を開始（国土交通大臣登録講習機関（株）確認サービス）
	4月	登録建築物エネルギー消費性能判定機関業務を開始
	9月	1級建築士事務所登録
	10月	建物状況調査（インスペクション）業務を開始

スタッフ

役　員	13名
技術職員	24名
事務職員	9名
外部委託構造計算適合判定資格者	6名
外部委託住宅性能評価員	8名
外部委託住宅瑕疵担保責任保険検査員	18名
耐震評定委員	6名

資　格・免　許

建築基準適合判定資格者	20名
構造計算適合判定資格者	2名
省エネ適合性判定員	7名
1級建築士	21名
2級建築士	3名
構造設計1級建築士	3名
設備設計1級建築士	2名
住宅性能評価員	7名
適合証明業務実施者	19名
住宅瑕疵担保責任保険検査員	19名

業務内容

- 建築確認検査
- 構造計算適合性判定
- 適合証明（フラット35）
- 省エネ適合性判定
- 住宅性能評価
- 住宅瑕疵担保責任保険
- 低炭素建築物技術的審査
- 長期優良住宅技術的審査
- 建築物省エネ法技術的審査
- BELS評価
- 建物状況調査（インスペクション）
- すまい給付金 現金取得者向け証明書発行
- 贈与税非課税措置に関する証明書発行
- 次世代住宅ポイント 対象住宅証明書発行
- 建築物耐震評定
- 木造住宅耐震診断
- 化学物質測定
- 建築士定期講習